

実地指導での主な指導事項（平成30年度・令和元年度） 【第1号訪問事業】

項目	問題点	指導内容・補足説明
運営規程	① 事業種別が「介護予防訪問介護」と表記されたままであり、必要な修正が行われていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 「介護予防訪問介護」は、現行では、第1号訪問事業での「介護予防訪問介護相当サービス」であるため、事業種別については正しく表記する必要がある。 (記載例) 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス） <訪問型サービスAも実施する事業所> 第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス・訪問型サービスA） ※ 重要事項説明書や契約書で、同様の表記をしている場合も、修正が必要である。
	② 対象者が「要支援状態にある高齢者」と表記されたままであり、必要な修正が行われていなかった	<ul style="list-style-type: none"> 第1号訪問事業の対象者は、「要支援状態又は基準該当状態にある高齢者」であるため、正しく表記する必要がある。 (記載例) 要支援状態又は基準該当状態にある高齢者 要支援者又は事業対象者 要支援者等 ※ 重要事項説明書や契約書で、同様の表記をしている場合も、修正が必要である。
	③ 営業日・営業時間について、訪問介護員の稼働日時を記載していた。	<ul style="list-style-type: none"> 営業日・営業時間は、訪問介護員がサービスを提供している日時ではなく、事業所として営業している日時を記載する。
	④ 「通常の事業の実施地域」について、訪問介護事業での地域と同様に、志木市に加えて近隣市も含めた区域を記載していた。	<ul style="list-style-type: none"> 第1号訪問事業の実施地域は、原則として「志木市内」であるため、訪問介護事業で近隣市も含めた実施地域を設定している場合は、訪問介護事業と第1号訪問事業の実施地域を区分して記載する必要がある。
アセスメント	訪問サービスの計画作成に当たって、アセスメントを実施した記録が確認できない事例があった。	<ul style="list-style-type: none"> 訪問サービスの計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにするなど、アセスメントを適切に行うとともに、その記録を残す必要がある。

項目	問題点	指導内容・補足説明
訪問サービスの 変更	<p>訪問サービス計画書で、訪問回数を週2回から週1回に変更した利用者について、実際は、7か月前から週1回の訪問に変更していた事例があった。</p> <p>また、週2回から週1回に変更する経過や理由等の記録も確認できなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問サービス計画の変更については、モニタリングの結果によって、解決すべき課題の変化が認められる場合等に、担当する介護予防支援事業所とも相談の上で、適時適切に行う必要がある。 ・ モニタリングの結果を記録し、介護予防支援事業所に報告するとともに、計画変更の経過や理由等についても記録に残す必要がある。 ・ 契約書において、利用者が提供を受けるサービスの内容を「契約書別紙」に定め、サービスの内容が変更となる場合に新たな内容の「契約書別紙」を作成することとしている場合には、速やかに「契約書別紙」を作成する必要がある。 <p>※ 実態として週1回の訪問に変更になった以降も、週2回の訪問型サービス費Ⅱを算定していた場合には、当該サービス事業費は返還となる。</p>

※ 「実地指導での主な指導事項（平成30年度・令和元年度）【介護サービス事業（共通）】」も、参照のこと。